

第V部 総合考察

1. 特別支援学校における教育課程編成に関わる5課題

平成22～23年度に行った専門研究A「特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究」により、新学習指導要領を踏まえた特別支援学校の教育課程を編成する上でさらに検討が必要と考えられる事項として5課題（教育課程のいわゆる類型やコース性、複数障害に対応する特別支援学校の教育課程編成、高等部における職業教育、交流及び共同学習、自立活動）が挙げられた。本研究では、これら5課題について、研究協力機関、研究協力者の協働のもとに検討した。

（1）教育課程のいわゆる類型やコース制

各特別支援学校においては、在籍する幼児児童生徒の障害の状態、地域の特性を踏まえ、学校教育目標の具現化を図るべく、校内協議が進められ、類型やコース制を採用している。

今後は、類型やコース制について、保護者の理解のもと、学習指導要領に示された「個別の指導計画」との関連で検討する必要がある。特に、類型やコース制は高等部段階での議論が多い傾向があり、学部間の連続性を持たせるという観点からの検討も必要である。

（2）複数障害に対応する特別支援学校の教育課程編成

上記の類型やコース制を設けることにより、複数障害に対応した指導体制、指導形態、指導内容、指導方法について、実践を通じた検討を深めることにより、教育課程編成・実施上の共通性や独自性をもたせている状況があった。

特別支援学校においては障害種に対応した専門性が担保される必要があることから、特に、自立活動の指導については、教員の専門性の共有を図ることが、学校全体の教育力の向上に繋がることが考えられる。このため、校内研修体制を更に充実させる必要がある。

（3）高等部における職業教育

学校種によって高等部における在籍生徒の多様化が示され、各校においては、教育課程を類型化し指導内容を簡潔なものとする、学習・作業・実習の時間のバランスを踏まえた授業時間の配当や学校独自の学校設定教科を設けるなど、具体的な改善が見られた。

一方で、特別支援学校学習指導要領において、学校卒業後の社会参加・自立を目指した教育を行うことを求めていることを踏まえ、生徒の実態把握のためのアセスメントや学校卒業後の就労状況の把握（移行支援）など、キャリア教育の観点からの指導体制について更なる検討が必要である。

（4）交流及び共同学習

各校においては、年間指導計画に交流及び共同学習を位置づけて実践がなされ、相手校との連絡会などでの目標設定、学習内容、評価の確認や活動の工夫に努めている状況があった。交流及び共同学習は「総合的な学習」や「各教科」等、さまざまな場面で実施され

ているが、今後の「インクルーシブ教育システム構築」と直接的にも間接的にも結びつきの深い教育活動と考えられる。このため、今後、更に各校の実践の集積が重要となろう。

(5) 自立活動

本論では、学校教育目標と自立活動との関連、指導計画・指導内容、個別の指導計画、「時間の指導」と「関する指導」、専門性、一貫性・系統性、評価の観点から検討した。

特別支援学校において、自立活動は障害の状態などに基づく教育ニーズに応じてなされる特別な教育活動である。その必要性和重要性を踏まえ、自立活動の「個別の指導計画」の作成・評価についての検討が重要になると考えられる。更に、自立活動の時間を設定して指導する場合と、各領域、教科の中で、自立活動の内容を指導する場合があるが、どちらにするかの根拠については十分明らかになっていない現状があり、校内のコンセンサスを得るべく、全体で検討する必要がある。

2. 重複障害児・者への対応、その他

近年の特別支援学校における重複障害の在籍率の増加を踏まえると、重複障害者への対応も教育課程編成上の課題として捉える必要がある。

重複障害児・者に対しては、各教科及び外国語活動の一部を取り扱わなかったり、各教科の全部あるいは一部を前学年の目標や内容に替えることができる。また、各教科等の学習が難しい児童生徒に対しては、各教科、外国語活動もしくは総合的学習の時間に替えて、自立活動を主とした指導をすることができる。ただし、道徳及び特別活動についてはその目標内容の一部を自立活動に替えることはできるが全部を替えることができないなどが示されている。これらの点について、各特別支援学校ではどのように対応されているのか、現状と課題を明確にする必要がある。

3. 特別支援学級

特別支援学級における教育課程編成については、これまで本研究所では十分な調査が実施されておらず、実態を明らかにしていない状況があった。本研究においては、教育委員会調査、3県の特別支援学級調査を実施した。

各教育委員会では、手引き等を作成（約50%）したり、研修を設定（ほぼ100%）したりして特別支援学級における指導の充実や教育課程の編成に向けた取り組みを行っていた。

特別支援学級では「特別の教育課程を編成することができる」としているが、当該児童生徒が小学校、中学校に在籍していることから、小学校・中学校学習指導要領を踏まえた上で、「特別支援学校指導要領に定める事項を取り入れた教育課程を編成することができる。」と理解することが重要である。

教育委員会調査や実地調査、研究協議から、学級担任の専門性の確保・向上・維持、障害の程度や学年等が異なる児童生徒を対象とする特別支援学級の教育課程編成の在り方、

自閉症・情緒障害学級に在籍する知的な遅れのない児童生徒を対象とする教育課程編成の在り方、特別支援学級に在籍する児童生徒における交流及び共同学習の教育課程上の位置づけが課題として挙げられた。

特に、校内の指導体制整備、障害種に対応した専門性をどう担保するかが喫緊の課題と考えられる。このことから、特別支援学級について理解啓発を進めること、当該の児童生徒に対する指導、支援を学校全体・全教師の課題ととらえることが重要である。

(原田 公人)

